

令和8年6月3日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

支出負担行為担当官

関東森林管理局長 松村 孝典

本件について、見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

1. 件名 物品の購入（GNSS 機器部品ほか）  
※詳細については、別紙仕様書のとおり
2. 納入期限 令和8年7月31日
3. 納入場所 群馬県前橋市岩神町4丁目16番25号  
関東森林管理局 資源活用課
4. 見積書等提出の  
日時・場所 日時：令和8年6月18日（木）15時00分まで  
場所：関東森林管理局 経理課 企画係  
※郵便による提出を認める。
5. 提出書類 (1) 見積書  
(見積書は内訳が分かるように作成し、消費税抜き金額及び消費税込金額の両方をご記載ください。また、必ず日付をご記入ください。)  
(2) 下記8の資格を証明できる書類の写し  
※持参・郵送する場合は、上記書類を封緘し、封筒の表に「<件名>  
見積書在中」と朱書きで記載のうえ、ご提出ください。
6. 契約の締結日 見積採用の日から7日以内
7. 契約条件等 別紙「契約条件書」のとおり
8. 必要な資格等 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域の競争参加資格の「物品の製造」又は「物品の販売」において資格を有する者
9. その他 (1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局等随意契約見積心得」を必ずご確認ください。  
(2) 見積書を提出した場合は、「契約条件書」を承諾したものとみな

します。

(3) 例示品と同等の品質・規格を満たす物品で見積する場合は、事前に担当者の了承を得てください。

(4) 本契約に係る契約書の作成は省略します。

(担当：資源活用課 企画係)

(電話：027-210-1186)

# 仕 様 書

## 1. 物件 物品の購入 (GNSS機器部品ほか)

番号	物品名	例示品		規格・品質等	色	数量	単位	納品先及び数量
		メーカー名	品名・品番					関東 資源 活用 課 係
1	トップキャップ	ビズステーション株式会社	Xパッケージ/防水バッテリーホルダー用トップキャップ TOPCAP-RWX	RWX/RWX.DC/RZX.D/RZX.DC/SBH002用トップキャップ(5/8凸ネジ部)		3	個	3
2	ボトムキャップ	ビズステーション株式会社	Xパッケージ/防水バッテリーホルダー用ボトムキャップ BOTTOMCAP-RWX	RWX/RWX.DC/RZX.D/RZX.DC/SBH002用ボトムキャップ(5/8凹ネジ部)		1	個	1
3	ボトムキャップ	ビズステーション株式会社	Gパッケージ用ボトムキャップ BOTTOMCAP-RWG	RWG/RWG.DC/RZG.D/RZG.DC用ボトムキャップ(5/8凹ネジ部)		1	個	1
4	ハードケース	ビズステーション株式会社	Xパッケージ用ハードケース X-HARDBOX	RWX/RWX.DC/RZX.D/RZX.DC用 防水・防塵ハードケース		1	個	1
合 計						6		6

上記の規格・品質欄の例示品又は例示品と同等の品質・規格を満たす物品

### 2. 納入

① 納入場所は以下のとおりとする。

署名	郵便番号	住所	電話番号	担当者
関東森林管理局 資源活用課	371-8508	群馬県前橋市岩神町四丁目16-25	027-210-1186	資源活用課企画係

② 納入数は上記のとおりとする。

### 3. 責任の所在

① 物品の納品については、製造者の如何に関わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

### 4. その他

① 詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせを行うものとする。

## 契約条件書(売買)

- 1 この契約条項において(分任)支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。  
甲は納入の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年3.0パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後1年以内に契約物品にかくれた瑕疵があつた場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。